

# 令和7年2月市議会 総務委員会資料

## 第42号議案～第43号議案

### 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について

第42号議案 形上辺地

第43号議案 桂山辺地

#### < 目 次 >

1 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律について	.....P2
2 長崎市内の辺地の状況	.....P3
3 辺地に係る公共的施設の総合整備計画(辺地計画)の策定の概要について	
形上辺地	.....P4
桂山辺地	.....P7

企 画 政 策 部

令 和 7 年 2 月

# 1 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律について

## (1) 目的(法第1条)

辺地を包括する市町村について、当分の間、当該辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置等を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図ることを目的とする。

## (2) 定義(法第2条)

ア「辺地」とは、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域で、住民の数その他について政令で定める要件に該当しているものをいう。

### (ア) 人口要件

当該地域の中心を含む5km<sup>2</sup>以内の面積の中に50人以上の人口を有すること。

(地域の中心とは当該地域で宅地3.3m<sup>2</sup>の価格が最高の地点)

### (イ) へんぴな程度の基準

辺地度点数(バス停、学校、医療機関、郵便局、役所等までの距離や諸条件を点数化したもの)が100点以上であること。

イ「公共的施設」とは、次に掲げる施設で、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため最低限度必要なものをいう。

交通通信施設	○市町村道、橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械	教育文化施設	○公立の小中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程のスクールバス・ポート、寄宿舎、教職員住宅、学校給食施設・設備、へき地集会室 ○公民館その他の集会施設
	厚生施設等	○下水処理のための施設 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○保育所、幼保連携型認定こども園、児童館 ○こども家庭センター ○診療施設 ○飲用水供給施設(簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設)	産業振興施設
			その他

## (3) 総合整備計画(法第3条)

公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。また、総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

## (4) 財政上の支援措置(法第5条・第6条)

総合整備計画に基づいて実施する事業に地方債(辺地対策事業債。以下「辺地債」という。)を充当することができる。

ア 充当率:原則として100%(公営企業債の対象となる施設は50%)

イ 交付税措置:起債の元利償還金の80%について普通交付税で措置

## 2 長崎市内の辺地の状況

下線:追加

地区名	辺地名	人口(人) ※1	面積 (km <sup>2</sup> )	辺地度 (点数)※2	策定中の総合整備計 画の計画年度	事業名
高島	高島	305	1.2	160	R5～R9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防車両等整備事業</li> <li>・飛島磯釣り公園施設整備事業</li> <li>・高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場施設整備事業</li> <li>・水道事業</li> <li>・公共下水道事業</li> </ul>
野母崎	木場	117	0.2	123		
外海	池島	107	1.1	180	R5～R9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機器整備事業</li> <li>・池島中央会館整備事業</li> <li>・離島振興センター施設整備事業</li> </ul>
	扇山	81(81)	6.5	112	R2～R6	・超高速インターネット環境整備事業
	上大中尾	82	2.7	102	R2～R6	・超高速インターネット環境整備事業
琴海	尾戸	587(450)	6.81	149	R5～R9	・農業集落排水事業
	形上	60	4.02	115	新規 R7～R11 (現行 R2～R6)	・ <u>道路改良(市道形上岳線)</u>
	赤水	70	3.04	155	R2～R6	・超高速インターネット環境整備事業
	桂山	86	1.58	148	新規 R7～R11	・ <u>水道事業(琴海地区監視装置更新事業)</u>
	脇崎	76	0.83	133	R2～R6	・超高速インターネット環境整備事業
合計	10辺地	うち計画策定地区			9地区	

※1 人口については、計画策定時の数値であり、( )は、当該地域の中心を含む5km<sup>2</sup>以内の人口(50人以上が辺地の要件)

※2 辺地度(点数)については、計画策定時の数値

### 3 辺地に係る公共的施設の総合整備計画(辺地計画)の策定の概要について

#### [形上辺地]

##### (1) 経緯

形上辺地において、令和7年度以降に予定している道路事業の財源として辺地債を活用したいが、既存の「辺地に係る公共的施設の総合整備計画」の計画期間が令和6年度で終了することから、新たに策定するもの。



### 3 辺地に係る公共的施設の総合整備計画(辺地計画)の策定の概要について

#### (2) 事業内容

##### ア 道路【事業費 100,000千円】

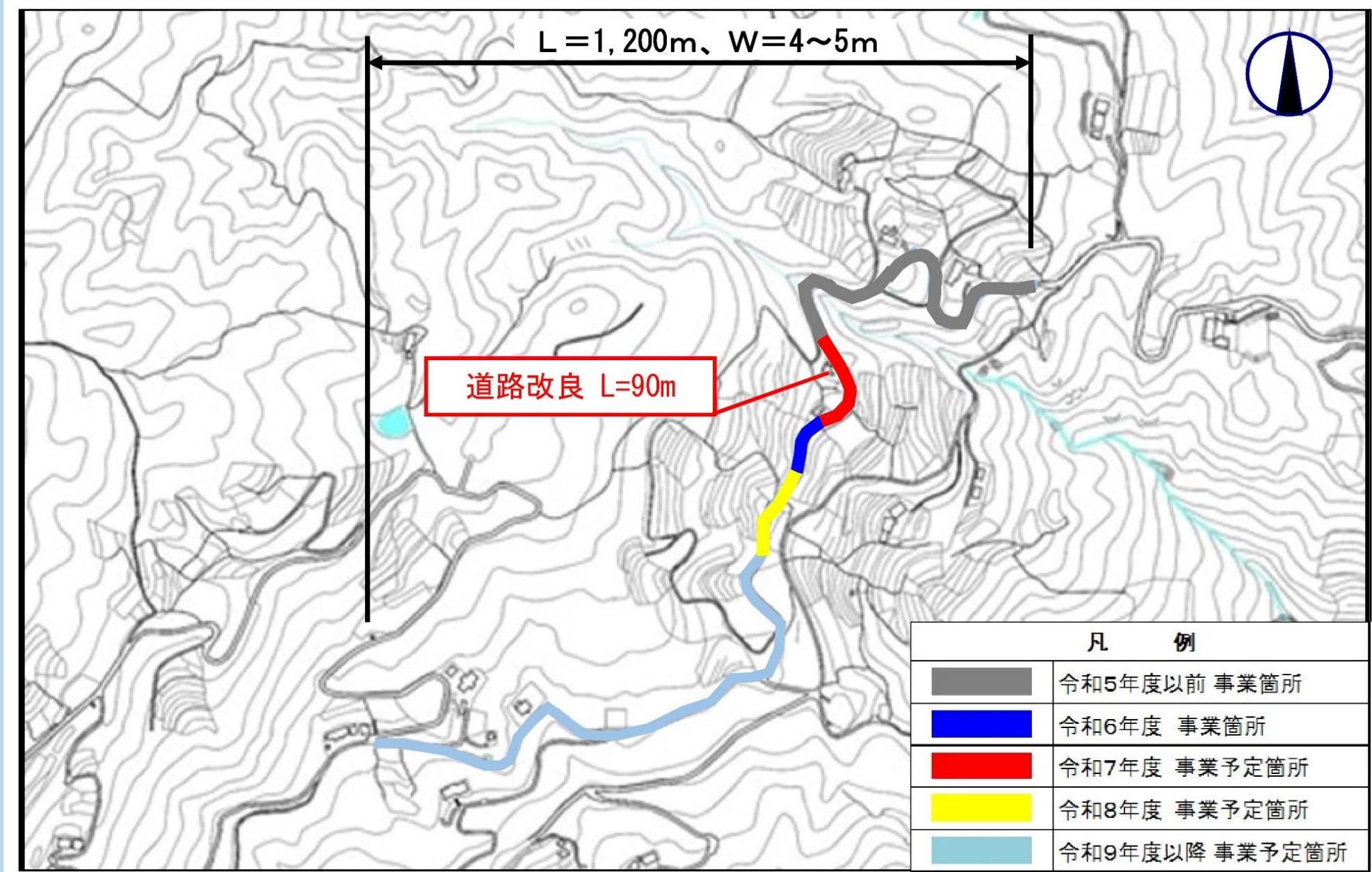
##### (ア)道路改良(市道形上岳線)

##### a 目的

本線は、形上地区と隣接する西海市を結ぶ重要な生活道路であるとともに農業等の産業振興に寄与する路線であるが、幅員が3～4mと狭く、カーブも多いため見通しが悪く離合にも大変危険な状況であることから、拡幅改良を早急を実施し安全性の確保を図る。

##### b 概要(全体計画)

・事業期間:平成27年度～令和12年度   ・事業延長:L=1,200m   ・計画幅員W=4～5m   ・総事業費:240,000千円



### 3 辺地に係る公共的施設の総合整備計画(辺地計画)の策定の概要について

(2) 事業内容

ア 道路【事業費 100,000千円】

(ア)道路改良(市道形上岳線)

c 現況写真

【整備予定箇所】



【整備済箇所】



d 財源内訳

(千円)

年度	事業内容	事業費	年度別 事業費	財源内訳		
				国・県支出金	辺地債	一般財源
令和7年度	用地取得及び道路改良	100,000	20,000	0	20,000	0
令和8年度			20,000	0	20,000	0
令和9年度			20,000	0	20,000	0
令和10年度			20,000	0	20,000	0
令和11年度			20,000	0	20,000	0

### 3 辺地に係る公共的施設の総合整備計画(辺地計画)の策定の概要について

#### [桂山辺地]

##### (1) 経緯

桂山辺地において、令和7年度以降に予定している水道事業の財源として辺地債を活用したいが、既存の「辺地に係る公共的施設の総合整備計画」の計画期間が終了していることから、新たに策定するもの。



### 3 辺地に係る公共的施設の総合整備計画(辺地計画)の策定の概要について

#### (2) 事業内容

##### ア 飲用水供給施設【事業費 12,000千円】

##### (ア) 水道事業(琴海地区監視装置更新事業)

##### a 目的

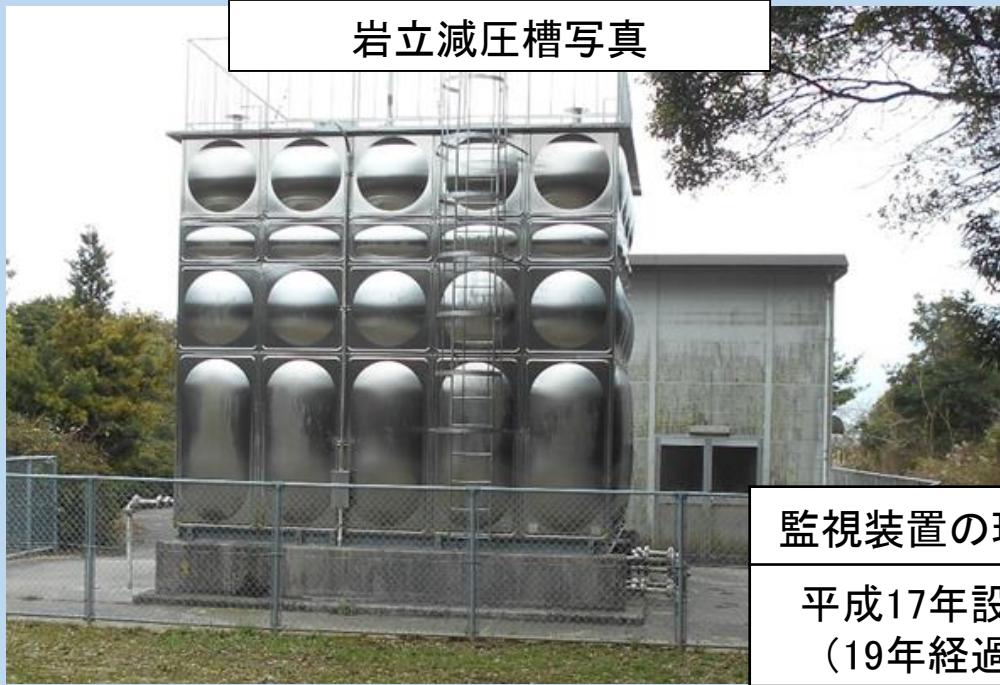
桂山地区における水道施設は、生活に必要不可欠なライフラインとして重要な役割を担っていることから、老朽化した設備の整備を行い、施設機能の維持を図る。

##### b 概要(全体計画)

琴海地区において老朽化した監視装置を更新する事業のうち、桂山地区に配水している岩立減圧槽の監視装置について更新するもの。

事業期間: 令和7年度～令和9年度 総事業費: 129,500千円(うち桂山地区: 12,000千円)

##### c 現況写真



岩立減圧槽写真



監視装置電気設備写真

監視装置の現況	更新内容
平成17年設置 (19年経過)	電気設備 一式

##### d 財源内訳

(千円)

年度	事業内容	事業費	年度別 事業費	財源内訳		
				国庫補助金	辺地債	自己資金
令和7年度	琴海地区監視装置詳細設計業務委託(桂山地区)	2,000	2,000	0	1,000	1,000
令和8年度	琴海地区監視装置電気設備工事(桂山地区) (債務負担行為設定)	0	0	0	0	0
令和9年度		10,000	10,000	0	5,000	5,000